

横浜市原宿地域ケアプラザ 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

第1条 事業者の概要

名称	横浜市原宿地域ケアプラザ
所在地	横浜市戸塚区原宿4丁目36番1号
提供サービス	居宅介護支援
介護保険事業所番号	1471000123号
併設サービス	通所介護・横浜市通所介護相当サービス
サービス提供地域	別紙2の通り
管理者及び連絡先	葛西 範佳 電話 045-854-2291 FAX 045-854-2299

第2条 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	一元的に業務を管理します	1名(常勤兼務)
主任介護支援専門員	介護支援専門員としての業務 ほかの介護支援専門員に適切な指導・助言を行う。また地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整を行います	1名(常勤兼務)
介護支援専門員	利用者等からの相談に応じ、居宅サービス計画を作成します	介護支援専門員 4名以上(常勤)

第3条 営業日及び営業時間

営業日	火曜日から土曜日まで。ただしローテーション勤務の為、不在場合があります。ただし、祝日(月曜日が祝日の場合はその翌日も)及び12月29日～1月3日までを除く
営業時間	午前9時から午後5時までとする。
前項のほか、電話等による連絡は24時間可能とする。※契約者のみに開示します。	

(運営方針)

第4条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

- 事業実施にあたっては、利用者の意思と人格を尊重し、利用者の選択に基づいて、多様な事業者から適切な保健医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場でサービスを調整します。利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業者の紹介や、事業所を選定した理由の説明を求めることができ、不当に特定の種類や事業者に偏ることなく、公正かつ中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行うものとする。

- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第5条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 課題の分析について使用する課題分析の方法は居宅サービス計画ガイドラインの手法を用いる。
 - 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- 2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
- 一 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
 - 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
 - 四 サービス担当学会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
 - 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
 - 七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
 - 八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
 - 九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。
- 3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
- なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり100円

- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（緊急時等における対応方法）

第6条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（事故発生時の対応）

第7条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

（虐待の防止）

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第9条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6か月以内 二 定期研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない定めとする。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人与事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。
- 5 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただき定めとする。
- 6 入院をした場合には、速やかに担当ケアマネジャー名、連絡先を入院先にお伝えください。
- 7 従業者へのハラスメント行為により、業務の妨げやその恐れがある場合は契約終了とする。

第10条 この契約に関する苦情・相談窓口

担当者	葛西 範佳 電話番号 045-854-2291
対応時間	月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。 ローテーション勤務の都合により、不在場合があります。

年末年始（12月29日～1月3日）、毎月第三月曜日（施設点検日）お休み

当事業所以外に、公的機関の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

横浜市「はまふくコール」(横浜市苦情相談コールセンター)	電話番号 045-263-8084
戸塚区役所 高齢・障害支援課	電話番号 045-866-8452
栄区役所 高齢・障害支援課	電話番号 045-894-8547
神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課介護苦情係	電話番号 045-329-3447
横浜市福祉調整委員会事務局（健康福祉局相談調整課）	電話番号 045-671-4045

第11条 運営法人の概要

法人名・代表者名	社会福祉法人 聖母会 理事長 高山 貞美
法人本部所在地	〒161-0032 東京都新宿区中落合2-5-1
連絡先	電話番号 03-3954-5061
実施事業の概要	・養護老人ホーム・訪問看護ステーション・特別養護老人ホーム ・保育所・居宅介護支援事業・児童養護施設・地域包括支援センター等

令和 年 月 日

【説明確認欄】

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 名称 社会福祉法人聖母会 横浜市原宿地域ケアプラザ

説明者 _____

契約の締結にあたり、重要事項説明書について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者 氏名 _____

(代理人または立会人等)

氏名 _____